生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の里山林の保全、整備及び活用の促進を図るため、市 民等の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対 し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付 規則(平成20年10月生駒市規則第19号)及び生駒市地域で育む里山づく り事業実施要領(令和3年4月1日制定)(以下、「要領」という。)に定める もののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、生駒市地域で育む里山づくり 事業実施要領第3条に規定する整備団体(以下「整備団体」という。)とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及びその範囲は別表1のとおりとし、補助金の交付の対象となる経費は別表2のとおりとし、補助金の額は別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 事業計画(実績)書(別紙1-1)
 - (2) 収支予算(精算)書(別紙2-1)
 - (3)整備箇所を明示した位置図(S=1/5,000程度)
 - (4)整備計画箇所の現況写真(全景及び近景)
 - (5)整備団体個別活動計画(実績)表(別紙3-1)
 - (6) 利活用個別計画(実績)書(別紙4-1)
 - (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、前条の規定により提出のあった交付申請書を審査して適当と認めたときは、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者へ通知するものとする。

(変更承認申請)

- 第6条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容を変更する場合(整備箇所、整備金額又は利活用計画を変更する場合に限る。)には、あらかじめ生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認申請書(以下「変更承認申請書」)(第3号様式)を、に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 事業変更計画書 (別紙1-2)
 - (2) 変更収支予算書(別紙2-2)
 - (3) 整備箇所を明示した位置図 (S=1/5,000 程度)
 - (4) 整備変更計画箇所の現況写真(全景及び近景)
 - (5)整備団体個別活動計画変更表(別紙3-2)

- (6) 利活用個別変更計画書(別紙4-2)
- 2 市長は、提出のあった変更承認申請書を審査して適当と認めたときは、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金変更承認通知書(第4号様式)により通知する。

(補助金の前金払)

- 第7条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該交付決定額の10分の4以内を限度として前金払することができる。ただし、補助対象事業のうち利活用に係ることについては、この限りでない。
- 2 前項の規定により、補助金の前金払を受けようとする補助事業者は、生駒市 地域で育む里山づくり事業補助金請求書(第5号様式)を市長に提出しなけれ ばならない。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、当該会計年度の3月15日(その日が市の休日(生駒市の休日を定める条例(平成元年4月生駒市条例第20号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)に当たるときは、その日後において最初の市の休日でない日)までに、生駒市地域で育む里山づくり事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出する。
 - (1) 事業計画(実績)書(別紙1-1)
 - (2) 収支予算(精算)書(別紙2-1)
 - (3)整備箇所を明示した完了位置図 (S=1/5,000 程度)
 - (4) 測量図
 - (5)整備前、整備中(3回分)整備完了後及び利活用状況の写真
 - (6)整備団体個別活動計画(実績)表(別紙3-1)
 - (7) 利活用個別計画(実績)書(別紙4-1)
 - (8) 支出証拠書類等の写し
 - (9) 利活用参加者名簿等
 - (10)毎回の利活用状況の写真
 - (11) ボランティア保険及びイベント保険の加入証の写し
 - (12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、完了検査を行い、 適当と認めたときは、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付確定通知書 (第7号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を精算払いの方法により交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交

付した補助金の全部又は一部について、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金返還命令書(第8号様式)により返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は前条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の額を確定した場合において、第8条第1項の規定により前払をし、 既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年6月8日から施行し、令和8年3月31日限りその 効力を失う。

(生駒市里山林機能回復整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 生駒市里山林機能回復整備事業補助金交付要綱(平成18年4月24日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成24年7月2日から施行し、平成24年度事業から適用する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 目

この要綱は、令和5年4月30日から施行し、令和8年3月31日限りその効力を失う。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

住 所

団体名

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付申請書

年度生駒市地域で育む里山づくり事業について、生駒市地域で育む里山づくり事業 補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の書類を添えて申請します。

- (1) 事業計画(実績)書(別紙1-1)
- (2) 収支予算(精算)書(別紙2-1)
- (3) 整備箇所を明示した位置図(S=1/5,000程度)
- (4) 整備計画箇所の現況写真(全景及び近景)
- (5) 整備団体個別活動計画(実績)表(別紙3-1)
- (6) 利活用個別計画(実績)書(別紙4-1)
- (7) その他市長が必要と認める書類

第号年月日

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金については、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及び経費配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業に必要な経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容を変更する場合
 - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
 - (2)補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

住 所

団体名

年度生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた 年度生駒市地域で育む里山づくり事業を下記により変更したいので、生駒市地域で育む里山づ くり事業補助金交付要綱第6条の規定により承認されたく変更承認申請書を提出します。

記

変更理由 ()

- (1) 事業変更計画書(別紙1-2)
- (2) 変更収支予算書(別紙2-2)
- (3) 整備箇所を明示した位置図(S=1/5,000程度)
- (4) 整備変更計画箇所の現況写真(全景及び近景)
- (5) 整備団体個別活動計画変更表(別紙3-2)
- (6) 利活用個別変更計画書(別紙4-2)

第4号様式(第6条の2関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認通知書

先に提出のあった、 年度生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認申請は審査の結果適当と認めたので、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱第6条の2の規定により交付する補助金額を下記のとおり通知します。

- 1 補助金 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及び経費配分は、補助金交付申請書及び変更承認申請書記載のとおりとする。

住 所

団体名

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)通知を受けた生駒市地域で 育む里山づくり事業補助金について、下記金額を請求します。

交付決定(確定)額(A)	既受領額(B)	今回請求額(C)	残額(A-B-C)	備	考

住 所

団体名

年度生駒市地域で育む里山づくり事業実績報告書

年度生駒市地域で育む里山づくり事業を下記により完了したので、生駒市地域で育む里山づくり事業交付要綱第8条の規定により同事業実績報告書を提出します。

- (1) 事業(実績)書(別紙1-1)
- (2) 収支計画(精算)書(別紙2-1)
- (3) 整備箇所を明示した完了位置図(S=1/5,000程度)
- (4) 測量図
- (5) 整備前、整備中(3回分)整備完了後及び利活用状況の写真
- (6) 整備団体個別活動計画(実績)表(別紙3-1)
- (7) 利活用個別計画(実績)書(別紙4-1)
- (8) 支出証拠書類等の写し
- (9) 利活用参加者名簿等
- (10)毎回の利活用状況の写真
- (11) ボランティア保険及びイベント保険の加入証の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

第7号様式(第9条関係)

第号年月日

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出された 年度生駒市地域で育む里山づくり事業 実績報告書に基づき、補助金額について金 円に確定したので、生駒市地域で 育む里山づくり事業補助金要綱第9条の規定により通知する。

 第
 号

 年
 月

 日

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金返還命令書

先に交付した 年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金について、生駒市地域で 育む里山づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、以下のとおり返還を命じます。

返還金額					円
返還期限		年	月	日まで	
返還理由					
補助金交付沒	 上定金額				
補助金既交付	寸金額				
補助金交付確定金額					

別紙1-1

事業計画(実績)書

整備内容		単価 (円)	補助金額(円)	備考	
整備地面積の確定 (ha)		(ha)			
二次	除伐	(ha)			
林	危険木伐採				
整備	刈払い	(ha)			
	除伐	(ha)			
竹	皆伐	(ha)			
林整	侵入竹林の皆伐	(ha)			
備	危険木伐採				
	幼竹の刈払い	(ha)			
	作業の安全確保	(講座)			
機材	安全衛生用品	(団体)			
の	機材ストッカー	(団体)			
配備	整備機材	(団体)			
	利活用				
	小 計	(ha)			

注)利活用の備考欄には、参加者の区分を記入すること。

別紙 1 -2

事業変更計画書

整備内容		単価(円)	補助金額(円)	備	考	
整備地面積の確定		(ha)				
二次	除伐	(ha)				
林	危険木伐採					
整備	刈払い	(ha)				
	除伐	(ha)				
竹	皆伐	(ha)				
林整	侵入竹林の皆伐	(ha)				
備	危険木伐採					
	幼竹の刈払い	(ha)				
	作業の安全確保	(講座)				
機材	安全衛生用品	(団体)				
の	機材ストッカー	(団体)				
配備	整備機材	(団体)				
利活用						
	小 計	(ha)				

注)利活用の備考欄には、参加者の区分を記入すること。

収支予算(精算)書

1 収入の部

区分	予定(精算)額(円)	備考
補助金		
その他		
合 計		

2 支出の部

区分	予定(精算)額 (円)	内 容
整備に係る費用		
整備機材等に係る費用		
利活用に係る費用		
合 計		

変更収支予算書

1 収入の部

区分	変更額(円)	備考
補助金		
その他		
合 計		

2 支出の部

区分	変更額 (円)	内 容
整備に係る費用		
整備機材等に係る費用		
利活用に係る費用		
合 計		

別紙3-1

整備団体個別活動計画(実績)表

1		整備団体
T	•	正阴凹件

団体名	
団体所在地	
代表者名	

2. 整備箇所

	新規·維続
所 在 地	
整備箇所の名称	
または愛称	

3. 整備内容

二次林整備	面積(ha)
除伐	
刈払い	
合計	

竹林整備	面積(ha)
除伐	
皆伐	
侵入竹林の皆伐	
幼竹の刈払い	
合計	

4. 整備活動計画(実績)

<u> </u>	(e - 1 e - 1)		
年 月	内 容	回数	参加者数
計			

5. 利活用計画(実績)

年 月	内 容	参加者数
計		

注)補助対象事業については、「内容」欄の最後に、別紙4-1と対応する番号 (「利活用1」等)を記入すること。

整備団体個別活動計画変更表

1.	整備団体	
	団体名	

団体名	
団体所在地	
代表者名	

2. 整備箇所

	新	規	•	継	続
所 在 地					
整備箇所の名称					
または愛称					

3. 整備内容

二次林整備	面積(ha)
除伐	
刈払い	
合計	

竹林整備	面積(ha)
除伐	
皆伐	
侵入竹林の皆伐	
幼竹の刈払い	
合計	

4. 整備活動変更計画

<u> Еинтарарсуст</u>			
年 月	内 容	回数	参加者数
計			

5. 利活用変更計画

年 月	内 容	参加者数
計		

注)補助対象事業については、「内容」欄の最後に、別紙4-1と対応する番号 (「利活用1」等)を記入すること。

別紙4-1

利活用個別計画(実績)書

利活用1

① 概要

利活用名	
実施日	
参加者数	
うち里山林所有者 又は地域住民の人 数	
内 容	

② 経費の計画 (実績)

区 分	金 額(円)	備考
作業者手当		
雑費		
保険料		
講師謝金		
事務費		
合 計		

注)補助対象となる利活用のみ記入すること。 利活用を2回以上実施する場合は、この様式をコピーして

利活用1

① 概要

利活用名	
実施日	
参加者数	
うち里山林所有者 又は地域住民の人 数	
内 容	

② 経費の変更計画

.貝勺交入田園		
区 分	金 額 (円)	備考
作業者手当		
雑費		
保険料		
講師謝金		
事務費		
合 計		

注)補助対象となる利活用のみ記入すること。

(別表1) 補助対象事業

無明的以 一			内容		
整備地面積の確定		也面積の確定	周囲測量		
	二次林整備	除伐	不用木や枯損木の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、 片付、下草の刈払い、つる切り、歩道作り		
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採		
		刈払い	下草の刈払い、片付、歩道作り		
		除伐	不用竹や枯損竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、 片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り		
整備活動		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採		
E		皆伐	竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、 幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り		
係ること	竹林整備	危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採		
		侵入竹林の皆伐	侵入竹林での竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、 片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り		
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採		
		幼竹の刈払い	幼竹の刈払い、片付け、歩道作り		
	作業の安全確保		安全確保、救命救急・応急手当、機械器具の取扱い に関する研修の受講		
機材の 配備に 係ること	初回配備	救急医療用品	里山整備活動の実施に際し、有用と認められる救急 医療用品一式の購入		
		機材ストッカー	整備機材等を保管しておくためのストッカーの購 入		
		整備機材	里山整備活動の実施に際し、有用と認められる整備 機材一式の購入		
	補充配備		初回配備のうち、短期の使用で著しい消耗又は損傷 が想定されるものについて、その補充に係る購入		
利活用に係ること		ること	(1) 講習会、観察会、学習会などの森林環境教育の実施 (2) 山野草など希少な植物の保護、増殖などの自然保護 活動の実施		
			(3) 自然林の復元などの森林保全活動の実施		

(別表2)

補助対象経費

区 分		分	内 容		
整備地面積の確定		地面積の確定	作業者手当、雑費、保険料、事務費、委託料		
	二次林整備	際伐 刈払い	作業者手当、雑費、保険料、事務費		
		危険木伐採	雑費、事務費、委託料		
整備活動に		除伐			
- 上川113710		皆伐			
係ること	竹林整備	侵入竹林の皆伐	作業者手当、雑費、保険料、事務費		
		幼竹の刈払い			
		危険木伐採	雑費、事務費、委託料		
作業の安全確保		色の安全確保	受講料・研修代		
		救急医療用品	救急医療用品一式の購入に要する経費		
	初回配備	機材ストッカー	機材ストッカーの購入に要する経費		
機材の 配備に 係ること		整備機材	チェーンソー、刈払機、鎌、鋸、ヘルメット等の森 林を整備するにあたり必要な物品の購入に要する経 費		
	補充配備	チェーンソーの替え刃、刈払機の替え刃、鎌、鋸、救急医療用品の の購入に要する経費			
利活用に係ること		ること	作業者手当、雑費、保険料、講師謝金、事務費等の 利活用の実施にあたり必要となる物品等		

補助対象経費 対象外

- (1) 食糧費
- (2) 本市が補助を交付している利活用の活動に直接関係のない経費
- (3) 事業以外に使用できる汎用性の高い高額な機械等物品の購入に要する費用

(別表3) 補助額

	区	分	単位	単価
		0.5ha 以下	1箇所当たり	20,100 円以内
		0.5ha 超 1.0ha 以下	1箇所当たり	33,900 円以内
		1.0ha 超 1.5ha 以下	1箇所当たり	43,300 円以内
		1.5ha 超 2.0ha 以下	1箇所当たり	51,000 円以内
	整備地面積	2.0ha 超 2.5ha 以下	1箇所当たり	57,700 円以内
		2.5ha 超 3.0ha 以下	1箇所当たり	63,600 円以内
	の確定	3.0ha 超 3.5ha 以下	1箇所当たり	69,100 円以内
		3.5ha 超 4.0ha 以下	1箇所当たり	74,200 円以内
		4.0ha 超 4.5ha 以下	1箇所当たり	78,900 円以内
整備活動に		4.5ha 超 5.0ha 以下	1箇所当たり	83,400 円以内
		5.0ha 超	1箇所当たり	87,600 円以内
係ること		除伐	1 ha 当たり	308,600 円以内
	二次林整備	刈払い	1 ha 当たり	98,000 円以内
		危険木伐採	1団体当たり	75,600 円以内
	竹林整備	除伐	1 ha 当たり	321,400 円以内
		皆伐	1 ha 当たり	327,200 円以内
		侵入竹林の皆伐	1 ha 当たり	269,700 円以内
		幼竹の刈払い	1 ha 当たり	173,400 円以内
		危険木伐採	1団体当たり	75,600 円以内
	作業の安全	受講費用	1講座種別につ	受講料・研修代相当
	確保	义	き1団体1人限り	額
機材の 配備に 係ること	初回配備	救命医療用品	1団体当たり	10,000 円以内
		機材ストッカー	1団体当たり	50,000 円以内
		整備機材	1団体当たり	196,000 円以内
NV-9 C C	補充配備		1団体当たり	28,000 円以内
利活用に	参加者総数 50 人以上 100 人未満		1団体当たり	100,000 円以内
係ること	参加者総数 100 人以上		1団体当たり	200,000 円以内

注)補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。